

○内閣府令第 号
厚生労働省

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年^{大蔵省}労働省^{労働省}令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(労働金庫の付随業務) 第四十二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>金銭債権</u>（法第五十八条第二項第十一号の二に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は<u>金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>〔5～11 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(労働金庫の付随業務) 第四十二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、<u>指名金銭債権</u>又は<u>指名金銭債権</u>を信託する信託の受益権であるものとする。</p> <p>〔5～11 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。